

## 1 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

※詳細については資料4-2を参照ください

- 対象者が採用日から**7年以内**の常勤保育士等へ変更

※経過措置として、令和2年度に事業対象であり、引き続き令和5年度も事業対象となる場合には10年以内、令和3年度から事業対象であり、引き続き令和5年度も事業対象となる場合には9年以内、令和4年度から事業対象であり、引き続き令和5年度も事業対象となる場合には8年以内

## 2 年度限定型保育事業

※詳細については資料4-3を参照ください

- 令和5年度以降の職員配置の算出については、実員が利用定員に満たない場合は、利用定員ではなく、**実員で配置数を算出する運用に変更**  
これに伴い、**年度限定における職員配置の算出にかかる考え方も同様に変更**

## 3 新型コロナウイルス感染症対策補助金

※詳細については資料4-7を参照ください

- 国の補助要件、対象経費などの変更  
国の補助要件見直しに伴い、対象経費、補助要件などが変更となる予定です。

※国の説明会がまだ開催されていない為、具体的な内容については、後日ご案内予定です。新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に使う経費に変更となる予定です。